

## 第5回 佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会

令和5年2月20日（月）

午前10時00分～午前11時55分

議会第1会議室

【出席委員】嘉村弘和委員長、山口弘展副委員長、山下明子委員、中野茂康委員  
千綿正明委員、堤正之委員、山田誠一郎委員、川副龍之介委員、  
永渕史孝委員、松永憲明委員、西岡真一委員、中島妙子委員

【欠席委員】なし

【執行部出席者】総務部長ほか

【案 件】

・市の対応状況について ・委員間協議

### ○嘉村委員長

おはようございます。ただいまから、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会を開会いたします。次第に沿って進めてまいります。

まず初めに市の対応状況についてですが、準備いただきました資料の内容に沿って、執行部より説明をいただきたいと思います。

### ○古賀駐屯地調査室長

それでは説明をさせていただきます。佐賀市では、佐賀空港の自衛隊使用要請に関して、これまで行ってきた防衛省への質問照会、それから住民説明会、市議会での議論、また県の論点整理などを踏まえ、これらを佐賀市として整理し、佐賀市の論点整理としてまとめる作業を行っているところです。

骨子案について本日は説明をさせていただきます。御手元の資料の1ページのほうを御覧ください。第1章では、佐賀空港の自衛隊使用要請に関し、まず1で、これまでの経緯などについて、1ページから4ページに記載をしております。簡単に内容を説明いたします。平成26年7月22日に当時の武田副防衛副大臣が、佐賀県及び佐賀市を訪問し、佐賀空港の自衛隊使用について要請をされました。要請内容は、佐賀空港に駐機場を整備し、オスプレイを配備すること。それから、目達原駐屯地に配備されているヘリコプターの移転、そして米海兵隊の訓練移転先としての利用についての3点でしたが、同年10月29日に、中谷防衛大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問し、米海兵隊の訓練利用に係る要請について取下げをされました。

それから様々な議論がなされ、佐賀県は、平成29年5月に佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理素案を公表し、同じく平成29年7月3日には、佐賀県議会は、防衛省の計画を受けるべきと判断せざるを得ないとして、佐賀県に対し防衛省の要請を受け入れる判断等を要請した佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議を可決しました。

一方、佐賀市議会におきましては、平成26年10月に自衛隊等の佐賀空港利用に関する

調査特別委員会を設置し、その後、3年間にわたる協議を重ね、平成29年12月19日に佐賀市議会として、防衛省の計画を受入れざるを得ないと判断し、公害防止協定書に基づく事前協議を行う環境を整えながら、防衛省の要請を受け入れることを佐賀県に要請するとともに、地元自治体として、諸問題の解決に向けて積極的に県に協力することを佐賀市に要請することなどを趣旨とする佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議が可決されました。

そして翌年の平成30年8月24日、山口佐賀県知事と小野寺防衛大臣が、合意事項を確認し、佐賀県は防衛省からの要請を受け入れ、同日、山口佐賀県知事が有明海漁協を訪問し、公害防止協定覚書附属資料の変更について、協議を申し入れ、同年9月に、県は合意事項の確認などを踏まえて加筆修正を行った佐賀空港の自衛隊省要請に関する論点整理を取りまとめています。

その後、防衛省による漁協への説明会等が行われ、昨年、令和4年11月1日、有明海漁協において公害防止、協定覚書附属資料の変更が決定されています。それを受けまして、佐賀市議会におきましては、本年1月23日、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会が設置をされました。その間、令和4年12月25日から27日まで、県内3会場において、佐賀県民及び佐賀県に勤務される方を対象とした、佐賀県及び防衛省の共催並びに佐賀市の協力による住民説明会が開催され、本年1月29日及び2月5日には、川副校区説明会及び東与賀・諸富校区説明会が、防衛省の主催及び佐賀市の協力、並びに佐賀県の出席により開催をされました。

また佐賀市は、令和4年12月から、令和5年、本年2月にかけて、防衛省に対し質問、懸念等についての14項目121点の照会を行い、その回答の精査、確認作業を行っているところでございます。

次に5ページのほうを御覧ください。2として、佐賀空港の自衛隊使用要請に関する防衛省の説明について、ここでは記載をしております。現在の我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさなど、国防の重要性とともに、オスプレイの役割、配備先としての佐賀空港選定の理由などについての防衛省の説明を記載をしております。

次の6ページを御覧ください。3として、これまで実施された防衛省九州防衛局による住民説明会等の概要についてこれは記載をしております。

それでは次の7ページを御覧ください。ここからは第2章としております。第2章では、平成30年9月に佐賀県がまとめた論点整理や、それ以降新たに行われた佐賀市議会等における議論、住民説明会、防衛省へ照会した質問への回答などを踏まえた14の論点について整理をしているところでございます。

その内容について概略を説明させていただきます。それぞれの項目で、疑問、懸念と、それに対する防衛省の説明、そして、市民生活への影響等の整理という形で記載をしております。それでは、1、米軍の佐賀空港利用についてから説明します。米軍基地の候補地となるのではないかという疑問に対し、防衛省からは米軍の常駐計画はないと回答があり、また、米軍の利用についての問いには、全国の他の空港と横並びの中で、佐賀空港の活用も考慮さ

せていただきたい。佐賀空港の利用に当たっては、知事の同意を得た上で利用させていただくものであり、佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えていない。利用に当たっては、地元の懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応していきたいという回答がなされています。これに対して、市民生活への影響等の整理としては、佐賀空港の自衛隊使用が米軍の利用に直結するわけではないと考えられるものの、引き続き防衛省の真摯な対応を本市として求めていく必要があると整理をしております。

次に8ページをお願いいたします。2、オスプレイの安全性については、防衛省から米政府、日本政府ともに、安全性を確認していること。今後も最大限の安全対策をとること。陸上自衛隊V-22 オスプレイと同様の運用がなされている米海兵隊MV-22 オスプレイの事故率、それから、万が一事故が発生した場合には、迅速な情報提供を行うとともに、事故原因の究明、再発防止策の確立など、安全対策を徹底することなどが回答されました。これに対しまして、市民生活への影響等の整理としては、防衛省自身が、技術上の基準に基づき、安全性を確保した上で利用することが必要であることはもちろん、本市としても引き続き情報を収集していく必要があるため、防衛省に対し安全性に関する情報の速やかな提供及びその連絡体制の構築を求めていく必要があると整理をしています。

次のページ、次に3、施設配置案については、火薬庫や燃料タンクの安全性、格納庫の設置、隊員の居住についての質問に対し、火薬庫や燃料タンクについて、関係法令に基づき、安全管理を徹底して設置すること。それから格納庫については、追加の格納庫を整備する計画はないこと。また、隊員等の居住については、700から800名の隊員が配置予定で、宿舎については、佐賀市内数か所に分散して確保することなどが示されています。これに対し市民生活への影響等の整理としては、施設配置について、今後の実施設計においても、これまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認する必要があり、また、隊員や帯同家族を含めた居住者数の増加により、市内消費支出の増加は見込まれる一方で、隊員の通勤等により、佐賀空港周辺の道路交通等市民生活に影響がないか、注視していく必要があると整理をしています。

次に、11ページの4、環境への影響については、(1)騒音、(2)低周波、(3)下降気流、(4)排気ガス等の生活環境への影響等についての質問に対し、防衛省としては、それぞれ影響は少ない、あるいはないと考えるが、地元の皆様の御意見を踏まえつつ、運用するなど、寄り添った対応に努めること。仮に悪影響が生じた場合には、状況確認の上、適切に対応していくことが回答されています。この中で、低周波音の影響については、調査研究の過程にあるため、調査研究に引き続き注視し、今後環境基準が定められた場合は、関係法令に基づき適切に対応するとしています。また、(5)の施設の面積等に関する質問に対しては、全ての施設は、予定の33ヘクタールの範囲内に設置し、西側の隣接地については、購入した場合も施設整備を行う予定はなく、教育訓練などでの活用を考えていると回答をしています。これに対し、市民生活への影響等の整理としては、14ページのほうになりますが、騒音、

低周波、下降気流、排気ガス等の影響について、今後もその影響や周辺環境に十分な配慮

が出来ているか確認していく必要があると整理をしているところです。

次に、15 ページをお願いいたします。5、産業への影響については、まず、(1)から(6)で、漁業に関する騒音、加工品、排水、電波しゅんせつ工事などへの懸念及び影響に対する補償についての質問に対し、防衛省は、有明海上空での低空飛行訓練は実施しない。また、場周経路上においては、高度 300 メートル以上、場周経路外においては、高度 500 メートル以上を確保することを基本としていることから、騒音による漁業の作業が中断されるような影響がないこと。また、高度 150 メートルになった場合、地上への下降気流の影響はないことが確認されていることから、下降気流、排気熱等の影響もないものと考えてしており、また、排水方法については、佐賀県及び有明水産振興センターと協力し、詳細な検討を進め、有明海や漁業に影響が出ないよう万全を尽くす。さらに、漁業への影響に対する補償等に関しては、防衛省自衛隊と佐賀県、関係機関でつくる協議会を設置し、透明性を持って対応したいと回答をされています。これに対し、市民生活への影響等の整理としては、18 ページのほうにありますように、排水対策については、今後の実施設計等について、これまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認をする必要がある。騒音、排水、道路交通等、周辺地域の産業を含めた生活環境全体に及ぼす影響を具体的に協議できるような、協議会等の設置について、防衛省に求めていく必要がある。また、漁業に損失または損害が生じた場合、補償措置等、及び、必要に応じた運用の改善を講ずるよう、防衛省に求めていく必要があると整理をしております。

次に、次に同じ項目の(7)から(12)では、今度は農業に関する騒音、低周波、下降気流、排水、照明、電波等の影響や補償など、また、(13)、(14)の燃料漏れ、その他の産業への影響の質問では、防衛省は、これまでに、騒音、低周波、照明電波などが農業に影響を及ぼした事例は確認していないこと。燃料漏れについても、これまでに例はないが、オイルフェンスなどの措置を講じること。また、損失や損害が生じた場合は、関係法令に基づき、適切に対応するとしています。これに対し、市民生活への影響等の整理としては、21 ページ及び 23 ページに記載をしておりますが、漁業と同じく、協議会の設置及び損害が生じた場合、補償措置等及び、必要に応じた運用の改善を講ずるよう、防衛省に求めていく必要があると整理をしているところでございます。

次に、24 ページ、6、周辺地域の生活環境等への影響についてですが、駐屯地の設置または運用が周辺地域の生活環境、事業活動、または地域開発に及ぼす影響、また、道路交通等への影響についての疑問に対し、防衛省は、自衛隊の運用により住民生活、空港利用等への影響が生じた場合は、状況に応じ周辺の生活環境に最大限配慮すること。また、駐屯地の設置または運用が地域に及ぼす影響に特に配慮しつつ、駐屯地の開設が地域の発展につながっていくよう佐賀市と協力して対応していくこと。また、隊員や工事車両の運行に関し、教育指導を徹底するほか、周辺の生活環境に配慮し、安全対策の徹底に努めると回答をしています。これに対し、市民生活への影響等の整理としては、駐屯地の設置または運用による住民生活や、事業活動の阻害があれば、防衛省に対応を求める必要がある。さらに、駐屯地の

設置または運用が周辺地域の生活環境等に及ぼす影響を考慮した措置についても、防衛省に求める必要がある。また、道路交通への影響による住民生活や事業活動の阻害等がないかも確認する必要があると整理をしております。

続きまして、次の 25 ページになりますが、7、民間空港としての佐賀空港への影響について、防衛省は佐賀空港の民間空港としての使用に影響を与えないとしており、これに対して、市民生活への影響等の整理としては、防衛省の説明どおり民間空港としての発展に影響を与えることがないか、今後も注視していくとしています。

その下の 8、バルーン大会への影響についてですが、防衛省はバルーンフェスタの開催に影響を与えないことは当然のことであるとともに、バルーンフェスタの開催期間以外についてもフライトエリアが設定されれば、そのエリアを守りバルーンフライトに影響が及ばないようにするとしています。これに対し、市民生活への影響等の整理として、説明どおりバルーンフライトに影響を与えることがないか、今後も注意していくこと。また、地域のイベントなど、地域の発展への貢献及び地域社会との調和について、防衛省に求めていくと整理をしております。

次の 26 ページ、9、ラムサール条約登録湿地への影響についてでございます。東与賀干潟の水鳥や動植物への影響への疑問に対し、防衛省は、東与賀干潟の上空を飛行することは考えていない。場周経路上の飛行に当たっては、高度 300 メートル以上を飛行することとしており、騒音や下降気流が、地上に与える影響はないものと考えている。また、自衛隊機の運用が原因で、東与賀干潟に飛来する水鳥や、東与賀干潟に生育、生息する動植物に悪影響が生じた場合には、必要に応じ運用の改善を講ずるなど、適切に対応していくと回答がされています。これらの説明について、防衛省の環境調査等において、変化が確認された場合には、必要に応じて東与賀干潟を調査範囲に含めるなど、原因究明及び対策を求めていくと整理をしております。

次に 27 ページの 10、安全保障、佐賀空港への攻撃の懸念について、防衛省は、自衛隊の対処能力が強化されることは、我が国に対する攻撃を思いとどまらせることになるため、佐賀空港をはじめ、国民の安全、安心な生活を確保することにつながるかと回答しています。市民生活への影響等の整理としては、防衛省は、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止に努めることが重要であると考えており、万が一、我が国に対する攻撃が生じる場合には、防衛省自衛隊として、佐賀県をはじめ国民の生命、財産を守るべく、万全を期していくと説明をしています。国防政策は、国の専管事項であるため、市として、国防政策の有効性について評価する立場にはありませんが、国は有事とならないようあらゆる外交的的努力をしていただきたいというように整理をしております。

次の 28 ページ、11、訓練内容についてです。防衛省は基本的には、平日の朝 8 時から 17 時までの間、空港を利用する。パイロットの技量を維持するため、空港利用時間の範囲内で夜間に離着陸訓練を実施することがある。騒音軽減のため、場周経路上においては、高度 300 メートル、場周経路外では、高度 500 メートル以上を確保することを基本とするほか、地域

の実情において住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を極力回避するといった措置を講じていく。また、オスプレイの山間地域での訓練は、現時点で具体的な計画はないとしております。市民生活への影響等の整理としては、これらの説明に対し、できる限り住民に不安や危険を感じさせないような配慮がなされているが、市民の懸念や不安に対する真摯な対応として、訓練に関する情報の提供等についても、防衛省に求めていく必要があると整理をしております。

次の 29 ページ、12、防災機能を高めるための佐賀空港の利用について、オスプレイ等の自衛隊機の配備が九州や西日本地域における防災機能の向上につながるのかとの質問に、防衛省は、オスプレイの高い能力の活用により、九州地方を中心とする災害救援や、離島における急患輸送にも有益であるとしています。市民生活への影響等の整理としては、防衛省の説明のように、災害救援や、離島における急患輸送など、防災機能の向上につながるよう求めていく必要があるとしています。

その下の 13、土地取得交渉について、防衛省は一方的に土地を収用するようなことは考えていないとしています。市民生活への影響等の整理としては、説明どおり一方的な土地の収用がないことを求めていくとしております。

次の最後になりますが 30 ページ、14、苦情処理相談体制の充実について。防衛省は、苦情相談窓口を設置するなど、地域住民の困り事や心配などに、夜間、休日問わず対応できる体制を構築し、寄り添った対応に努める。また、オスプレイの飛行情報の提供の在り方については、佐賀県及び佐賀市とも、相談をしていきたいとしており、これらの説明に対し、市民生活への影響等の整理として、地域住民の困り事や心配事、騒音、排水、道路交通等周辺地域の生活環境に及ぼす影響などに関し、本市と防衛省の間で情報の伝達や内容の協議ができるような協議会等の設置について求めていく必要があると整理をしています。

以上、14 の論点についてその整備における骨子案についての説明を終わります。

○嘉村委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けします。

○千綿委員

ちょっと説明の中で言われたかどうかちょっと確認なんですが。佐賀市としてはこの論点整理をして、そのあとの使い方っていうか、例えばこれを防衛省と一緒に共有して持っておくのか。例えば、仮に受入れのときに、こういう要望があつてますんでこれを守ってくださいっていうことに使われるのか、そこはどういう使い方をされるのかっていうことで、お尋ねをしたいと思います。

○坂井総務部長

この論点整理の骨子の案でございますけれども、この間、我々のほうで、住民説明会とかですね、3 回にわたる協議、あるいは過去の、平成 26 年以来の、様々な場面でのやりとりとか経過、こういうことを一旦まとめたものでございまして、市民生活の影響等への整理というところにおいては、今後、防衛省に確認を求めていくということも幾つか記載をしてご

ざいます。ですからここについては、防衛省に確認を求めるということをやってまいりたいというふうに考えております。

○千綿委員

僕、実際実務がどうなるかは、はっきり把握はしてないんですけども。例えば、県が一応、再協議に乗りましたよね。佐賀市との契約があるのかどうかもちよっと分からないんですが、例えば仮に受け入れたとして契約とかがあるのか分からないのか、その点にも乗るっていう認識でいいんですか。

例えば、やっぱりこういう問題が、議論があつて、こういう懸念、要するに先ほど部長が言われた防衛省にも確認をしていくってということなんですけど、その前提として、僕はちよっと不勉強で分からないけど、契約書とかがあつてそれに載せる、添付するとか、そういうことはないという感覚ですか。

○坂井総務部長

これからですね、我々として一旦整理をして防衛省に確認をしていくというふうなことでしてしておりますので、これについては今後ですね、様々なことが考えられるかなというふうに思いますが、今現在どういった形で今後進めていくかというのは、今後の状況、話し合い次第かなというふうに考えてございます。

○堤委員

関連ですけども、先ほど千綿委員がおっしゃったことは非常に意味深いところがあると思うんですね。県というのはもう既に受入れの表明してるわけですし、現状、佐賀市は協力はすると、国策だから協力はするという表現にとどまっておりますけれども、ずっとそのままなのか、それとも、ある一定その受入れ要因をですね、その意思表示をするのかしないのか、こういったのは非常に大きいと思うんですね。

ですから、論点整理をしてこの中で、全てが整理つかなければ次の段階にいきませんよって話なのかですね、ある一定のところ、何ていうんですか、大体、目途が立ってきたということで、一定の意思表示をするおつもりがあるのかどうなのか。

私はやっぱりどっかではですね、県が言うことに対して協力します協力しますだけでは、やっぱり進まないんじゃないかと。やっぱりそこで、一定の意思表示をですね、どっかのタイミングでしなくちゃいけないし、そのために、いつなかつたのを聞きたいと思います。

○坂井総務部長

11月1日に公害防止協定附属資料の見直しがなされました。

それまでですね、佐賀市としては、佐賀空港は自衛隊基地と供用しないと。いうふうな先人たちの約束を、まず、そこを見直してからじゃないと先に進めないよということでこの間、聞いたわけでございます。それが見直しをされたわけですから、我々としてはですね、今の立場としてはその受入れ、容認、あるいは反対、そういう立場ではなくてですね、協力と、皆さんの御意見を聞くという場で協力という立場で、今現在、いるということでございます。

今後ですね、そういうふうな態度についても含めまして、今後、検討していくべきものというふうには考えております。時期についてはいつということではございません。

○堤委員

ということは、当面その協力という表現をしながらも、防衛省ないし、県のほうからの要請があれば、そのことについては、前向きに協力をしていくということを維持するということと考えてよろしいわけですか。

○坂井総務部長

結果はどうなるかっていうのは、ちょっと私がこの場でどうなるかというふうな発言はする立場にはございませんが、私どもといたしましては、様々な御意見がある中でですね、一定の整理をして態度を決めていく必要があるというふうには考えてございます。

○松永憲明委員

今の件に関してなんですけども、佐賀市は、立会人というものと、もう一つ当事者という立場と二つあると思うんですよね。つまり、後者のほうについて言えば、当時、川副町と佐賀県が結んだ公害防止協定、それに明記されていると思うわけです。その中でですよ、先ほど来から、どこでどう判断するのかというようなお話があっておりますけども。

佐賀市がどう判断するかっていうんじゃないくて、その協議の場で佐賀市民、当該者の川副町民だとか、あるいは関係の漁業の方々とか、そういった方々のやっぱり御意見を十分聞いた上で、佐賀県に物申していくという立場ではないかと私は思うんですけども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○坂井総務部長

今、御質問が2点あったかと思えます。立場ということでございますけども、先ほどですね千綿委員、堤委員の御質問に対して私が先ほどお答えいたしましたように、見直しができるまでは立会人であったと。見直しがされた後はですね、空港所在の立地自治体としての立場ということになったわけでございます。この間ですね、平成26年7月に、この佐賀空港の自衛隊使用要請がなされて、様々な場面で直接、説明会が過去何回となくされてまいりました。12月、1月、2月、こう変わってからですけども、それについても説明会などを行ってまいりました。そして防衛省に対しましてですね、様々な懸念、疑問点などをですね照会という形で、14項目121点にわたって我々としては照会をさせていただきました。そういうふうなものをしていく中でですね、特別委員会にも今回で我々が出席するのは4回目でございますけども、そういう中で御意見をお伺いしながらですね今回、この一定の今までの整理をさせていただいたというものでございます。以上でございます。

○松永憲明委員

ですから私が言ってるのはですよ、例えば、今答えられたことから言いますと、もっとその関係者の方々からは、説明会をもっとしてくれという要望が出てますよね。そういった声を佐賀市として、つまり、この公害防止協定の立会人じゃなくて、当該者としてですよ。

やっぱり市民の声を、当該者の声をしっかり聞くということが必要であると思うんで



すね。まだまだ、不足してるっていうような意見が多数ある。要望がある。そういった中で、そのまましておいて、これでいいというように思われているのかどうか。私はもっとやっばりすべきだと思うわけですよ。そういった要望があるとすればですね。これが、公害防止協定を結んでいる、その中に書いてあることじゃないかなと思うんですけどね。そこについてはどういうふうにお考えですか。

○坂井総務部長

公害防止協定についてはですね、この佐賀空港の使用について、佐賀空港の運営事項などを変更するときにはですね、佐賀市として県に対して事前協議をするという立場でございます。立地自治体としましては先ほど申しましたように、これまで様々な場面で、説明会なり、意見のやりとりなんかを防衛省と複数回にわたってやってまいりました。今回の論点の骨子案についてもですね、このホームページなどで公開をしてみたいというふうに思っております。

○山下委員

この使い方の話がちょっと出ましたけども、要するにこれをホームページで公開して、これに対する質問が出たらどう対応するのかということと、その中でやっぱり何度も言ってますけども、説明会がとてもしゃないけど、会場の日程の設定だとか、いうのはやはり不十分だったという声は本当にあるわけなので、もっと広範な人がちゃんと参加できる説明会を開いてほしいとか、そういうことが出たときには、どうするつもりなのかっていうのを、まずお答えください。

○坂井総務部長

今回の説明会でございますけれども、まず、佐賀空港自体がですね一つの行政区域に収まらないということもございましたものですから、佐賀県と防衛省の主催で、佐賀県民の方あるいはお勤めの方を対象に説明会を開催されました。あと一方では、立地自治体の校区として川副校区でございますものですから、川副校区とその隣接の方を対象とした説明会や防衛省の主催、佐賀市の協力という立場で開催をしてみりました。

山下委員おっしゃるようになりますね、広聴ということについては、我々行政マンとしては、なすべきことのひとつというふうに思っておりますので、広聴ということについては大切にしてみたいと思っております。

○山下委員

前回は、具体的にどのように今後開いていくのかっていうことを、私2回3回聞きましたけど、部長の答えは市民に寄り添ってまいりますとしか言われなくてですね。だから、もう何回も開いてくださいって各会場で言われているのに、今後聞きながら開きますと言わずに、開くか開かないのかっていう、そのところもはっきり言わないというところに、やっぱりあれどうしちゃったんですかねっていう感じがあるんですよ。

だから、やっぱり必要に応じて求めに応じて開いていきますよと、防衛省のほうは、求めに応じて、説明はしてみたいというようなことをおっしゃってるじゃないですか。

佐賀市はやっぱり開いてくださいって言えばいい話だと思うんですけどね。そのところを、寄り添って寄り添ってって誰に寄り添ってるのかなって感じになるので、きちっとそこは、答えていただきたいんですが、

○坂井総務部長

例えばですね、一つの施設をつくるとかいうときは、まずはその施設を作ろうと、あるいは計画をしようと言う人が主体的に、やっぱりこういうことはしていくべきものというふうには思っております。

我々佐賀市としては、この立地自治体として防衛省に対してこれまで、そういうふうな要請をしまいでました。どういうやり方でやるかっていうのはですね、いろいろ御意見があるかと思えますけれども、我々としては防衛省に対しまして今後とも真摯な対応を求めてまいりたいというふうに思っております。

○山下委員

もう一つは、最後のほうで、市民への苦情処理のところがあるじゃないですか。南川副に、この出張所といいますか、防衛省の出張所が出来ましたよね。それで、そこに、ちょっと話を聞こうかと思った人が電話をしようと思ったら電話番号分からないので、九州防衛局に電話をしたら、そこで佐賀の出張所の電話番号を教えてくださいって言ったら、ちょっと待ってくださいって、すぐは分からずに1時間ぐらいして、何番ですと教えてくれたと、教えてもらって電話をしたら、いろいろと聞きたいこと、説明会も出られなかったし、いろいろ聞きたいこともあるからといって聞こうとしたら、私たちは地権者の人と対応するためにここにいるのであって、いろんな説明に関しては、福岡のほうの防衛局にお願いしようと言われたということですね。それで、そうしたら、もう1回福岡の防衛局のほうに電話して、いろいろと話を聞いてもらったら、結構丁寧には答えてもらったそうなんですが。

何ていうんですかね、むしろ防衛局のほうがその時点では丁寧な対応だったという感想を言いましたが、地元でそういう出張所がありながら、そこには北管理部長さんが、常駐されている、3名常駐されてるという話だってあるようなんですけどね。そうしてそうやっておられるわけだけでも、全体的な話はその場では出来ないってのはちょっとやっぱりどうなんだろうねっていう声が出たんですよ。

だからここは何か苦情処理の対応とかいろんな説明に関してのっていうのはね、今の意思疎通の在り方でどうなんだろうねっていう声はちょっと出ているんですけども、その辺は何か聞いてらっしゃいませんか。

○坂井総務部長

今、山下委員が例示されたことについては、ちょっと私どものほうでは、承知はしてございません。ただ山下委員がおっしゃられたことではなくてですね、我々佐賀市の一般の仕事としても、できるだけ住民の方に分かりやすい窓口の設置とか、できるだけほかの部署にですね、合わせないようにというようなことはやっておりますもんですから、山下委員からそのような御意見があったということは伝えてまいりたいというふうに思いますし、やっぱ

り公的機関として、そのようなことがないようにということは言ってまいりたいというふうに考えてございます。

○山下委員

結局ですね、現地っていうのは1番現場に近いところじゃないですか。だから何か起きてるときには、その現場にいる人たちが1番見えてたりするわけですよね。それを一旦福岡に持ち帰ってとかっていうふうなことをしていたら、いろんな現象がパッと対応出来ないということにもなるわけなので、そういうところなんかも踏まえて、あそこの位置づけとかですね、どんなふうに考えてあるのかというのは、ぜひちょっと確認はしていただきたいなと思います。

○嘉村委員長

現場に窓口をとということですね。

○坂井総務部長

山下委員からそういうような御意見があったということを伝えたいというふうに思いますが、そこです、いわゆる機能というのは、例えば私ども佐賀市においてもですね、そういうこと分かる一なんて言いますか、いずれしても分かりやすいような対応をしてくださいというふうに申し上げます。

○堤委員

先ほど部長のほうにですね、今後どういった形での意思表示とか何かされるのですかというふうに聞いたというのもですね、やっぱり私たちがいろんな会合等でいろんな人たちからですね、御意見を聞きます。

どがなんないよっかという話を聞きます中でですね、やはりやっぱりメリット・デメリットあるだろうから、自分たちとしては、もうやっぱり国策としてこれを進めていきたいんだけど、もう是非、前向きにやってくれって話を聞くんですけどもね。その中で佐賀市はどがなん立場でしよっとなと、こういうことをよく聞かれます。

それから、もうそろそろ、ここまで来とつとやけんが、メリットもあれば多少デメリットもあるうけんが、もっともつとそういう議論を議会でもせんかと、こういう話が多いんですよ。

要するに具体的な話をね、ここにあるような素朴ないろんな疑問ですね、こういったことの整理が出来たのであれば、次のこととしてはこれからどうするんだという話をね、ぜひ議論を早めてくれという声が多いです。ですから、そういったものを我々委員会もね、やっぱり、よく自覚をしながらやっぱりやっついていかないかんだろうなというのが気持ちなんですね。

そのときに、佐賀市というのがですよ、いや、中立の立場だけでも協力をしていくみたいですよということだけでいいのかですね、ある一定のタイミングで、そういったものをですね、方向性をもうきちっと市民に示すのかと。そういったことが大事じゃないのかなと思って聞いております。

ですから、そういった市民の声というのはですね、どちらかというとな賛成する方ってのはサイレントマジョリティであんまり物言わないいわけですよね。ですから、そこら辺のところは十分に御理解いただければなど。特に商工団体とかですね、経済界を中心にですね、非常にそういったものに対する期待というのが大きいんですね。そういったもののリサーチとか、それからこれからどうするんだと。それで、振興策はどうなるんだとこういうあたりもね、我々も議論したいと思いますし、市のほうでもですね、そういったことについては少し前向きに考えていただけないのかなということを思っております。どうでしょうかね。

○坂井総務部長

過去ですね、ちょっと日付忘れましたが平成 28 年か平成 29 年頃だったと思いますけども、経済の 4 団体が 5 団体、すいませんちょっと正確は。そのこのほうからですね、堤委員が今御発言されたような要望書を佐賀市としても受け取ってまいりました。今現在ですね、佐賀市は態度を決めていないわけでございますけれども、そういうふうな御意見があるということを私どもも承知をしております。そういうことも踏まえながら我々としてはですね、ある一定の時期には様々なことを考えながらですね、この問題についてさらに考えを深めてまいりたいと思います。

○千綿委員

中身のことでちょっと質問をさせていただきます。もし、建設すると仮になったときにですよ。仮になったときに、要するに防衛省はもう本庁一括で、例えば発注したりとかするじゃないですか。だからそうじゃなくて、地元企業を育成するという意味においては、地場企業を使っていただくという要望というのはしていかなきゃいけないと思うんですね。

だから僕、実はこの論点整理をどう使えるのかっていうところで言ったんですけども、例えば、地場企業の育成のために、発注は佐賀市もしくは佐賀県の中で発注していただきたいとか、そういうことは僕は言うべき部分だと思うんですが、この論点整理の中に入れていいのか。だから、その使い方がどうなるか分からなかったんでちょっと今まで言ってなかったですが、もし仮に発注するときはやっぱり地元企業を育成するためにやっぱり、当然ながら、地元企業使ってくださいという要望していくべきだと思うんですけど、いかがですか。

○坂井総務部長

この件ではありませんが、我々ですね、佐賀市中小企業振興条例というものを 3 年ほど前に制定をいたしました。一般論として、我々常時、企業誘致なんかをやってですね、雇用の場の創出、あるいは地場企業の育成、振興ということをやっているわけでございますけども、その時にはですね、先ほど千綿委員を御発言おっしゃったようにですね、地元の雇用であるとか、市内企業との取引についてお願いをしているというのが、我々の佐賀市のやり方として、それは通例としてやってるということでございます。

ですから対外的にですね、佐賀市に進出をされようという方に対しては、どなたに対してもそのようなことは我々としては申ししていきたいというふうに思っております。以上でござ

ざいます。

○千綿委員

いや、言われることは分かってますよ。向こうの都合に合わせて変わるわけじゃないすか。

今回、要するに、防衛省っていう、省ですよ。それやっぱり条件付けっていうのは僕は必要だと思うんすよ。部長たちはお願いしか出来んわけでしょ。なら逆にこっちで、地元業者に発注してくださいよっていう部分は、議会の中で言うのか、含めてやっていかないといけないじゃないかなと思うんですけどね。だからこの文書をどう使われるのかっていうのを最初に聞いたんですよ。

もし、防衛省との話の中でこれを防衛省との論点整理もうちはこうやってやりましたって、向こうに提出するんであれば僕は、記載する必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

○坂井総務部長

この論点整理においてはですね、様々な不安と懸念とかあったことをですね、一旦整理をさせていただいたというものでございます。千綿議員御発言のことはですね、これ一般論としてですけども、やはり我々としては地場企業の振興育成というものがございますもんですから、それに向けて最大限努力をしまいたいというふうに思いますし、先ほどあった御発言、御意見につきましては防衛省には伝えてまいりたいというふうに考えます。

○松永憲明委員

再度、公害防止協定、県と川副町。だから今引き継いでるのは佐賀市の公害防止協定。第3条と第4条、ちょっと持っておられたら開いてみていただきたいんですけども、第3条にはですね、甲はこれ県のほうです。この協定の締結後空港施設の増設及び空港運営の変更等をしようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。乙は、川副町、今佐賀市です。第4条、甲は、空港の建設及び供用に伴う公害の防止について周辺住民から広く意見を求め、公害防止対策に万全を期すため、協議会を設置するものとする。第2項は前項の協議会の設置運営等については、乙と協議するものとする。これが第3条、第4条なんですよ。まず、ここをやるべきだということを私は言ってるわけですよ。ここについての見解を求めたいと思います。

○坂井総務部長

この条文につきましては当時佐賀空港を建設するときにはですね、書かれた条文でございまして、この間、実際この設置運営の変更などは行われてきております。いつからかちょっと把握はしてございませんけども、近々で言えばですね、例えば夜間便をですね、飛ばしたりとか、あるいは、第4駐車場、そこの建設をするときには、この空港運営等の変更について佐賀市に事前協議の申入れが佐賀県のほうからあってございます。

ですからこれ、今ではなくてもう過去からずっと続いてきているものでございまして、今回も空港の運営、事項の変更ということで、佐賀県と今後事前協議をやっていくということになろうかと思えます。

○松永憲明委員

そうすると事前協議をしていくということですよね。どのような立場で、事前協議をされるんですか。

○坂井総務部長

これはですね、佐賀市という一つの空港所在の立地地方団体としてやっていくということになるかと思えます。

○松永憲明委員

その中で、やっぱり、例えば川副町、あるいは漁協関係者ですね、そういった方々との防止協定も結ばれてきて今日に至ってきてるわけですけども、そういった方々の声というのを十分反映できるようにするっていう考え方はありますか。

○坂井総務部長

この公害防止協定でございますけれども、佐賀市、当時の川副、今の佐賀市ですね、佐賀市とも締結をしておりますし、農協とも県は締結をしております。漁協とも締結をしております。ですから空港の管理者は佐賀県でございますので、佐賀県がそれぞれの機関と事前協議をやっていくということになるかと思えます。

これまで、やってきておりますし、今後もこのことについては、それ以外のことについてもですね、やっていくことになるとうふうに思っております。

○西岡真一委員

今回の論点整理を見させていただきましてですね、非常によくまとめられたと思えます。

ただ市民生活への影響等の整理、というところを見ていきますと、やっぱり今後とも防衛省に求めていくとかですね、確認していく必要があるとか、そういった、今後の実際にこれから、恐らく造成工事、それから実際に運用が始まるというフェーズに移っていくかと思えます。恐らくそれを想定した長期的なスパンといいますかですね、常に防衛省とはこれを読む限り、情報共有はしていかないといけないし、今までちょっと質問があつてますようにですね、住民からの疑問とか、苦情とかそういうのがあれば、防衛省ともですし、県とも共有していかないといけないだろうし、それに対する対応も求めていかなければいけないということになるかと思えます。

市として今、この問題に対する専従組織ですね、セクションつくられたと思えますけれども、あれを見てる限りは、ちょっと兼任の人も多かったかなと思えます。一つは今後の体制整備とかですね、それをどのように考えておられるのかということが、1点。

それから、もう1点ちょっと伺いたいんですけども、先ほど地域振興策の話とかも出てまいりました。佐賀市としては、この問題に対しては協力する立場ということでお聞きしました。例えば防衛省の助成金等を使いましてですね、地元からまだ具体的な要望は上がっていないと思えますけれども、ここを整備してほしいとかいうことをやってほしいとか、いうのが今後上がってくるということも予想されます。その際に、市としてですね、何らかやっぱり財政措置を講じないといけないというようなことも、そういう局面も考えられると思

います。そういう協力するという立場、これはそういった要望があれば、そういった事業化の動きがあれば、市としても財政措置をするということまで含んだ協力というふうに理解しとってよいでしょうか。その2点お伺いします。

○坂井総務部長

体制整備でございますけれども、今度ですね、11月1日の覚書附属資料の見直しに伴いまして、12月20日付けで今、駐屯地調査室というのを総務法制課の課内室として設置をしたわけでございます。今後の進展状況によりましては、この体制については、今後やっぱりその事務の範囲に応じてですね、不断の見直しをしていく必要があるかというふうに思っています。

それとあと協力ということでございますけれども、今後のことでございますので、今現段階では佐賀市としてはまだ態度表明してございませんもんですから、それについてはちょっと今ここで確定的なことを申し上げる立場にはないということで御理解いただきたいと思えます。

○千綿委員

中身の問題ちょっと漏れているのかなと思うのが、例えば仮に造成工事とかなったときの、あそこにトラックとか多分通ると思うんですね。住民の方の交通安全対策っていうのは要望に入れなくていいのかなというのが一つ。もう一つはですね、ある私の後援者の中から、自衛隊の隊員は何か大川に住むってばいって言われて、いやそれは違いますって言う話をしたんですが、実は川副町の住民も、結構過疎が進んで、住民が減少してるっていうのを聞きますので、例えば、隊員の隊舎、要するに隊員の宿舎ですね、宿舎を川副町近辺で建てていただいて、理想とすれば、要するに市営バスが通ってますので、市営バスのバス停近くにつくっていただければ、市営バスの利用も増えるのかなという気もしますが、隊舎をなるべく佐賀市内の川副町近辺につくっていただくっていうことは、入れなくていいのかなあという気が、この2点。

○坂井総務部長

2点、御質問ございました。1点目の工事期間中のことでございますけれども、これもこの件ではございませんが、一般論でございますが、やっぱり大きな工事をやるときにはですね、特に造成を伴うというときには、かなりやっぱり大型車両が頻繁に通行するということがこれまで我々としても経験をしてございます。

例えば空港建設のときにはですね、たしか私の記憶だと、ダンプにマル空っていう旗つけてですね、頻繁に往来をしていたのをちょっと記憶をしてございます。ですから一般論としてですけども、やはりそういうふうな地域の安全安心と、交通の対策というものは、やっぱり十分に行うべきものというふうに思います。千綿委員からそういうふうな御意見あったということは伝えたいというふうに思っております。

それとあと川副町の人口の減少とですね。我々が質問照会をしたときにですね、何人ぐらいお住まいですかという御質問に対しましては、隊員さんとしては700人から800人。そ

ここに配備をされるということで、あと帯同家族もいらっしゃるでしょうからそこをお伺いしたところですね、ちょっと個人個人によって状況が異なります。一概には分かりませんが、例えば、ほかの団体の例として、例えば目達原ではですね、要は隊員あるいは職員 1,500 名に対して帯同家族が 3,500 人というふうな御回答をいただいております。

やっぱりそういうふうですね、やっぱり人が住むということは大切なことだというふうに思いますから、千綿委員からですねそのような御意見があったということはお伝えをしてみたいと思います。

○嘉村委員長

ちょうど 1 時間経過しましたんで、あと 1 問受けて休憩に入りたいと思います。

○山田委員

防衛省の諸富町での説明会のときからちょっと心にひっかかっている部分がありますので、そのことを整理させていただきたいと思います。まず資料の 1 ページに、やはり平成 26 年 7 月 20 日武田防衛副大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問して佐賀空港の自衛隊使用について、3 点を要請されたとあります。3 点目に、沖縄の負担軽減のため海兵隊の訓練移転先として、佐賀空港を利用することということを要望されてます。そして同年 10 月には佐賀県と佐賀市を訪問されて、海兵隊の訓練利用に係る要請については取下げられたということですよ。私はもうここで、例えば米軍海兵隊が駐屯しないということはもう約束されたと思うんですね。

それで、あとはもう訓練の問題なんですけども、同じ資料の 7 ページに防衛省の説明概要のポツ三つ目に、佐賀空港の利用に当たっては、当然ながら知事の同意を得た上で利用させていただくものであり、佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えていないと。その前にですね、沖縄の負担を全国で分かち合うべきとの基本的な考えに基づき、全国のほかの空港と横並びの中で、佐賀空港の利用も考慮させていただきたいということはですね、私は、前の中谷防衛大臣の要請の話からすると、もう訓練もしないんだというように私はとってたんですよ。それがこの 7 ページには、横並びで訓練もありうると。

そういうときはですね、やはり例えば、そういう説明するときには、防衛大臣のその時の発言を撤回してからこういう発言をすとかですね、そういうすべきじゃないと。非常に私はこのところでひっかかっている部分があるんですね。何でかっていうと、私もやはり地元の方からいろんな意見を聞きます。やはり、海兵隊とか米軍の訓練とか、そういうのが来るのが嫌だという意見も聞きますので、そこのところはどう判断すべきなのか、防衛大臣が言ったのを取消して、こういう説明をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○坂井総務部長

先ほど山田委員の御質問でございますけれども、そのことについては県が論点整理をしておりますけれども、その中の 4 ページに記載ございまして読み上げます。自衛隊や海兵隊が行う訓練の規模、回数そして全国の都道府県が受け止められる負担の内容にも左右されるために、今般、自衛隊機の配備、移転移駐とは切り離して、要請を取下げさせていただきま



す。ただし、政府としては、沖縄の負担を全国で分かち合うべきとの基本的な考え方に基つきまして、引き続き全国の他の空港と横並びの中で佐賀空港の活用も考慮させていただきたいと思っております。ちょっと飛ばしますけども、当然ながら、知事の同意を得た上で利用させていただくものであり、佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えておりませんということが、当時言われていたものでございまして、平成27年10月ですね。それ以降ですね、何ら一切変更ないというふうに考えてございます。

○山田委員

防衛大臣の取下げとか、そういうことに対してやっぱり、私は諫早干拓の問題だったり、そういうことに対して、やっぱり国の説明とか、そういう何か細部のところで、ちょっとばやかしていったりとか、そういうところを感じたところなので、やっぱりそれをもとに私は今後はやらせていただきたいと思っております以上です。

○嘉村委員長

それでは暫時休憩いたします。再開は、11時15分にしたいと思います。

◎午前9時26分～午前10時00分 休憩

○嘉村委員長

全委員おそろいになりましたので、再開をさせていただきます。質疑を続行しますが、準備されていた資料は論点整理骨子案ですので、まずはこの内容に関連した質疑をお願いしたいと思います。改めて確認です。

○山下委員

最初の前半での議論で出てきたこととの関係でもあるんですが、最後の辺に、土地の問題が出てきてますよね、この論点整理で。一方的に収容する考えはないというところを確認しましたという、そこに尽きてるんですが。最初、質問書を出されたときには、土地を売らないという地権者がいたら、全員の同意がないと出来ないんじゃないかという質問を佐賀市から出してましたよね。最初の質問書佐賀市から防衛局へのね。それに対する防衛局の回答は、とにかくその地権者の理解をもうひたすら得ていきますという回答だったと思うんですけど。大体説明会の会場でのやりとりもずっとその調子なわけなんですよね。

それで今回の論点整理では、土地収用しないと。これは県の論点整理の中でも一応書かれていますよね。それでここにも、それは書かれてると。それはいいんですけど、結局ですね、この委員会の立場との関係でもありますが、県はもう早々と受入れ表明というふうなことを言われてますよね。で、佐賀市もどうするんだっていう声が出ました。佐賀市としても一定の時間にとかわれませんが、何度も繰り返してますように、土地が手に入らん限りは進まないわけですよっていうことですよ。

それで、この委員会を立ち上げるときに、まずはいろいろと懸念されていることを出し合いながら、だからそこは地域振興とか何か気になることがあればそれは出されたらいいと思うんですが、そこを幾ら言っても、その土地の対応をどうするのかっていうところが余りにも何かこの軽んじてるっていうふうには私は思うんですよ。一般的に例えば

工業団地をつくりますとか、何かの施設をつくりますというときに、この用地取得についてはどうしますかっていう話がありますよね。今地権者の状況はこうですと、今この辺がまだ残ってるんです。まだ買収出来てませんとかっていう話をしたりしますよね。そういうことが進みながらの事業でしょ、普通。今回、一体そういう方向に進んでいくのかどうかっていうことも、全く今まだ不透明というか、まずは売らないという人たちが、現におられるという中でね、何かこう大きい話での懸念と、交通整理がどうだとか隊舎がどうだとかっていう話で、なんかちょっとすごくかみ合わない感じがするんですよね。

だから、本当にフェーズが変わったときなら私はそんな話出てくると思うんですよ。地元発注だとか、そういうことはね。だけどまだとてもじゃないけどそういうことではないという中で、そこら辺でね、佐賀市が、もしも判断するとなったときっていうのは、結局その地権者がもう全員同意しましたと、確実に土地の取得ができるということになったときは、本当にフェーズが変わるときだと思うんですが。公害防止協定の覚書附属文書を見直したというだけの話ある意味、1番大事なところは地権者だと思いますね。ですがその地権者に対しての位置づけっていうか、意識が何かこうすごく薄いと思うんですよ。売りたいという人もいるでしょうけれども、売りにたくないという人もいる。そういう中で果たしてこの用地は取得できるのだろうかっていう、そういう仕組みの問題というところはちゃんと分かってないと、その先の幾ら言っても、断念したら終わりですよっていう部分があるわけなので、その辺はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっと認識をお聞きしたいんです。

○坂井総務部長

土地取得に対してですね、我々が防衛省に対しまして照会をさせていただいたこと、山下議員の最初の御認識と、私の認識がちょっとずれつつかなと思いますので、ちょっと読み上げます。お伺いしたのはですね、防衛省は地権者の意向を踏まえずに一方的に土地を収用するようなことを考えていないと説明された。土地取得の進め方について防衛省の見解をお示しをいただきたいということと、地権者に反対があれば、防衛省が土地の取得が出来ないのではないかと防衛省の見解をお示しをいただきたいというふうにお伺いをいたしました。これに対しまして防衛省としては地権者の御意向を踏まえずに、一方的に土地を収用することは考えていません。その上で駐屯地予定地の用地取得に関しては、これまでも地権者の皆さんへの説明会など、やりとりをさせていただいており、今般の公害防止協定見直しの御判断も踏まえ、地権者が所属する有明海漁協の南川副支所とも相談のうえ、やりとりを継続してまいる考えですというふうにお伺いをさせていただきます。

あとそれから公害防止協定の見直しに当たって、佐賀県有明海漁協から知事に出された文書ではですね、県は佐賀空港自衛隊と共用するような考えを持っていないとしていたが、今回の防衛省からの要請を国防上からのものであり、県は佐賀空港を自衛隊と共用することができるものとしますと、ただし、防衛省が佐賀駐屯地の用地を取得出来ないことなどにより、佐賀空港への自衛隊の配備計画を断念したときはこの文書は効力を失うものとするというふうにお伺いして、有明海漁協は知事に対して回答してございます。

いろいろ計画をやる時にはですね、様々なパターンがあろうかと思います。ある程度用地の取得の見込みが立ってから行うときもあるだろうし、そういうときではない場合もあるだろうというふうに考えております。これについては施設を設置しようとする者が責任を持って進めるべきものと、いうふうに考えております。以上でございます。

○山下委員

もちろん施設を設置する側が責任持ってやるのは当然なんですけど、立地自治体としてそこに暮らすその市民の生活や安全やいろんなことを守っていく上でどうするのかっていうのが一つあるし、あるいは公害防止協定の当事者という立場に今度はなりますよねっていうこともあるわけなので、そこはその立場にはやっぱり立って物も言っていっていただきたいと思うのと、先ほどの市は一体いつ、何か意思表示をするのかと、どのタイミングなんだっていう話があるときにね、この地権者の存在っていうことを無視してね、言えないと思うんですよ。

幾らはい受入れますって言おうと言うまいと。売らなかつたら出来ないでしょうっていうのがあるわけなので。そこら辺ははっきりと考えておかないと、何かあやふやなこと言っただけで、前のめりな答弁をしてしまった私は知事は本当にひどいと私は思ってるんですが、そういう議論が前に前に進んでいくってのはちょっと違うんじゃないかなと思いますけども、そこどうなんですか。

○坂井総務部長

さっき山下議員のほうからですね、公害防止協定の当事者という御発言ございましたけども、佐賀市は県が主導して公害防止協定を、当時の川副町と締結をしているということと、空港の立地自治体という立場が二つあろうかというふうに思います。それと先ほどのですね、用地取得の件でございますけども先ほど御答弁申し上げましたように、用地を決まってから進める、ある程度めどが立って進めるべき時とですね、そうではなくてですねやっぱりここにはこういう施設が要るんだということで進めるべきものがあるかというふうに思います。いずれにしても施設をつくる者がですね、責任を持ってそこはやるべきものというふうに考えております。以上でございます。

○山下委員

県が今どういう立場でやってるのかちょっと私は何とも言いませんけど、佐賀市がもしも、どこかのタイミングで、地権者がまだうんと言わない段階でも受入れを容認しますって立場を表明したとしますよ。そうすると、佐賀市は土地を売らないという地権者に対して売ってくださいとお願いする立場になっていくということになるわけですが、そういうふうになる。つまり地権者との関係でね、これを受入れしますよってなったらこれは必要ですよと認めたということで、だから売ってくださいお願いします。工業団地なんかつくる時なんかお願いします、売ってくださいっていうふうになるじゃないですか。だから、自分がどの立場に立つのかっていう時と、その地権者の存在で、これはどういうふうにしたら土地が、実際その用地確保になるのかっていう仕組みが分からないままに言っても、駄目なんじ

やないですかということはずっとこの繰り返し一般質問でもしてきたんですが、そこら辺が、佐賀市としてはどう認識されてるのかなっていうところなんですよ。

○坂井総務部長

今用地取得の件に関しましてはですね、やはり施設の設置主体である者がですね、責任を持ってやるべきものというふうに考えております。以上でございます。

○嘉村委員長

後の委員間協議等もございますんで、11時半をめぐりに質疑は、ちょっと終了したいと思いますますがよろしいですかね。そうすると後1人か2人になります。

○川副委員

まず、この委員会がですね、駐屯地計画に関する特別委員会ということで、私としてはですね、駐屯地設置の調査ということで、設置に向けた委員会ということで理解しておりますので、いや、私自身。どんどん進めていきたいということの中で、今回論点整理ということで、これはきれいに仕上げられたということで思います。ただこの論点整理の中では、いろんな事業に関することがあります。特に、産業部門、これは農業、漁業、それと、いろんな経済関係ですね。それと環境に関しても、いろんな面で問題があるということでこれも定義されております。それと駐屯地整備されたらですね、隊員の家族、家族を含めて、保育の問題とか学校の問題、いろんな問題がある中で、今後、例えば市のいろんな部署がありますけど、その部署とのいろんな問題の共有、これについてどのような計画があるのか。あるいはもういろんな形としていろんな部署のほうにこういう問題を投げかけてあるのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○坂井総務部長

この佐賀空港の自衛隊使用要請に関しましては、12月20日に駐屯調査室という機構立ち上げましたけども、それと同時に庁内ですね、幅広く分野がまたまたがることからですね、庁内検討会というものを設置をしております。ですからそこでですね、いろいろな分野に及ぶものですから、その分野分野ですね、情報共有なり検討なりを今現在していただいているという状況でございます。

今後事態の状況に応じてですね、ここの検討委員会についてもですね、さらに在り方を見直していく必要があるかというふうに考えてございます。以上でございます。

○永淵委員

一応ここに紐づけてということで、土地取得交渉の件で書いてあるという点と、それと先ほど、整理が必要だけれども仮になったときと、なる前のところでそういう質問もしていいということと言われたので、ちょっと御質問しますけども、いわゆる固定資産税とか、将来的に市が考えたときに固定資産税っていうのは多分、基地交付みたいのところとか読みものとか読んでると書いてあったりするわけなんですけども、このあたりの何っていうんすかね、今後そこら辺は市としても当然フェーズが変わっていく中ではしっかりと税収という点は考えて、1番考えていかなきゃいけない点だと思うんですけど、このあたりは少しお話

を今まではしたことがあるのか、どういう認識を持たれてるのか少し聞きたかったんですけども。

○坂井総務部長

具体的な算定というのはまだいたしておりませんが、一般的にですね、隊員、あるいは職員の数が700から800、帯同家族まで入れれば、恐らく2倍、2,000名程度の方じゃないかなというふうには考えております。そうなりますと、当然そこには消費が出てくるだろうし、住民税というものも出てくるだろうというふうには考えております。

あと固定資産税につきましては国の施設なんで、固定資産税はかかりませんが、その代替として基地交付金という制度ございますものですから、そういうものが来て市の収入ということになろうかと思えます。

ですから、お住まいになることによる個人消費の喚起、それと一つの機関ができることによる経済活動の活発化、それと隊員、職員による住民税の増収、こういうことが今思いつく限りではこういうものがプラスのほうに働くのではないかというふうに思っております。

○嘉村委員長

それではこれをもって質疑は終了させていただきたいと思えます。執行部の方は退席されて結構です。

それでは次に、委員間協議に入りますが、最初に木更津駐屯地及び木更津市への視察についてですが、前回の委員会のとくにですね、日程を調整中であるということをお伝えしてきました。そこで事務局と木更津の駐屯地と木更津市のほうに連絡いただいて、調整を図っていただきまして、両者、最初は27日から31日の間ということでありましたけども、その中で、30日と31日両日であるならば、受入れは大丈夫ですということのほうになっております。年度末、3月30日、31日ということになってます。

内容的にはですね、30日に午後木更津市に伺いまして、引き続き木更津市では、暫定配備されているV-22 オスプレイに関わる木更津駐屯地の運用に関し、木更津市民の懸念事項等を協議するため設置されている木更津駐屯地に関する協議会の活動状況を調査することを想定しています。31日金曜日は午前、木更津駐屯地に伺いまして、暫定配備されているV-22 オスプレイの運用状況等の調査を想定しています。このような30日31日という日程で、この内容で進めることができるのか、皆さん方にお諮りしたいと思います。いかがですか。

○山田委員

3月30日、31日ということが、年度末、しかも統一地方選挙ということも考慮していただいて、もし可能であれば、その週の前のほうに変更していただければなど。

○嘉村委員長

相手があることで、議会の閉会日が23日なのか24日なのか分かりませんが、その直後は無理ですから、その翌週にしていたんですが、これも相手さんのあることですから、30日と31日しか無理だということ。その後になりますとですね、統一地方選挙がありまし

て、木更津市は、4月23日が投票日となってるわけですね。その前もその後も、臨時議会等がありますから、4月の月は極めて厳しいかなという感じがします。そうなってくると、5月の連休明けと、いうふうな日程になってるんだらうかというふうに思います。

いかがですかね3月30日、30日の日程については。日程については、可能である、可能でないということで、二手に分かれていますので、余り時間ないんですけども、再協議ということで、今日決定するんじゃないかと、再度集まってですね、協議をしたいと思いたすんで、よろしゅうございますかね。そういうことで、この件については、再度協議するというので、後日、よろしくお願ひします。

それでは次に樋門について。前回の委員会では、樋門2か所の現地視察についてやりたいという意見が出ましたので、このことについて協議したいと思いたす。参考人招致のときに佐賀空港事務所からも現地にて説明していいよという発言がありましたので、この件についてお諮りしたいと思いたすが、いかがでしょうかね。

#### ○千綿委員

私は、前回見に行きましたよね。正直ですよ。この間の委員会の中でも質問したんですが、今までの二つの樋門の排水で、滑走路が豪雨のときも水浸しになったことないっていうことをお答えをいただきました。再度、見に行く目的ですね。例えば、33ヘクタールの田んぼが、要するに埋め立てるわけですから、保水能力が落ちて、それが樋門に影響あるのかどうか。それともう1点は、地元の皆さんが心配してるのは、油とか、要するに新たに出てくるやつがどのくらいなのか。それは建設計画の中で、法令に従ってやるということなんで、僕は逆に木更津でもその件は聞いてもいいのかなと思いたすんですが、その樋門を見に行く目的をちょっとはつきりしてほしいんですよ。この間で説明して、樋門も見ましたし、どういふところを説明していただいて、なんのために行くのかっていうのを明確にさせていただかないと、なかなか私のほうでは納得出来ないと思いたす。

#### ○中島委員

前回の特別委員会でも中野委員からも排水対策について、再度現地で説明を聞く機会をとの願ひがされて、空港事務所も了承をされておりました。私も全く同じ考えでございまして、改めてこの空港の排水対策について、今のこの現状とまた今後の計画についての現地調査を、関係する県、また防衛省の方々に立ち会っていただいて、委員会として現地調査の実施を願ひしたいと思いたす。

また、先日の現地調査の際に、ちょうどノリ養殖の支柱が立っていることで、排水樋門からの距離感もすごくつかみやすかったなと思いたしたので、この二つの樋門から支柱までの距離感を実際に委員会として、把握できるように漁があつている期間内の現地調査を私も要望したいと思いたす。

#### ○嘉村委員長

現状を確認するためには、大丈夫ですけど。今後の計画となるとですね、これは防衛省のほう为主体となってやりますんで、そこら辺の説明はいただけないと。あくまでも現状を確

認し、説明を受けるということしかないと思います。

○堤委員

ノリ養殖場との距離感ってのは僕も大事だなと思って見まして、この前、質問しましたからね。回答としてはですよ、1.2キロに航路しゅんせつの要請があってるから大体そこまででしょうということでしたから、1.2キロというあれは出てるんですよ。

ですから、次行っても、また何か違うことってのはあんまりないような気がいたしますけどもね。しかも、あそこの排水対策と言いますけど、あそこ水田じゃなくて畑ですからね。ですから、先ほど千綿委員が言われたとおりですね、かつて、あそこが浸かったことがないという実績からいけばですよ。あとはもう排水計画でどんだけの遊水地をつくるかとかですね、これは法令に従ってやっていけばもうそれで十分ですから、その段階での、いろんな現地を見ながらのですね、レイアウトとかの話もいいかも分かりませんが、今のままで見に行っても恐らく、新たな情報って何も入ってこないと思いますが。

○中島委員

繰り返しになりますけれども、やっぱり漁業関係者の方々も1番懸念されている部分でもございますので、関係の県また、防衛省の方々と委員会として。

○嘉村委員長

防衛省は来ないですね。当日やるとしても、現状を確認するというので、佐賀空港事務所、それとポンプ樋門を操作している所管である川副支所の担当者が来るぐらい。

○千綿委員

中島委員にお尋ねしたいのは、何の説明を受けられたいのか、さっき言ったように、要するに問題は二つだと思うんですよ。要するに、新しく33ヘクタールが基地になりました。田んぼが埋まりました。排水が、要するにすぐ流れますよ。その排水の分が、ちゃんと排水できるかどうか。

漁業者は、実際、要するにノリに影響のあるやつが流れないようにしてほしいというのが、僕は希望だと思うんですね。私が聞いてるとこはそこなんすよ。だから、それは向こうは法令にのっとってやりますよということなんで、何を目的に、その現地視察で説明を受けられたいのかをちょっと聞きたいんですね。逆に何を聞きに行くのか、説明を受けるのか。

○中島委員

前回、やはりきちんとした説明、担当の方からの説明もありませんでしたので、現地で。

○嘉村委員長

先般の委員会では、空港事務所の所長はじめ、担当者来ていただいて、説明いただいておりますが、現地での説明は確かにやっていませんからね。

○中野委員

この頃の説明でですね、県の方も現場の確認してもらったほうがよくより分かりやすいですよという説明もありました。あとですね、国造樋門と平和樋門で、排水を塩水で混和してから、海に影響のないような形で流すわけですけど。その時ですね、国造樋門と平和

捌樋門とでは、比重が違うような形で説明がされておりますので、その違いも何でかっちゅうことを現場で見ればよく分かるかなと思いますので、提案いたします。

#### ○川副委員

私も見に行ったほうがいいかなと思います。ただ、その中にですね、当然、県の方からの説明を受けますけど、あわせて漁業者の方ですね、多分、漁業者の方は排水関係について、いろんなあそこら辺もですね、両方の排水工について昔は2枚貝とか、生育があったということを知っていて、現在のところだんだん2枚貝の生育が悪くなったということで話を聞いておりますので、もしよければ漁業者の方が、現実はどうですよ、ここをこういうふうに変更したら、例えばノリの養殖関係に関しても、もっとよくなりますよ、だから、例えば今度整備するときの排水についてもですね、こういうことをしていただければという話も多分出てくるんじゃないかな。

もし行くんだしたら、やっぱり漁業者の方、あるいは農業者の方も多分、排水関係については、非常に興味に興味というか、問題提起されておりますので、よければ漁協、農業者の方の数名もし来られれば、一緒に立ち会って、今の問題を見て、私たちに投げかければということだと思います。

#### ○山下委員

私もこの前樋門を見るときに県の担当者がおられなかったというのがやっぱり1番ちょっとあらつということ、この前ペーパーで聞いたけれども、やっぱり現地で確認をしたいという中野委員のお話もあり、また担当の課のほうもそのほうが分かってもらえますよねって話になっていたわけなので、当然それはやるべきだと思っていましたが、今の川副委員の御提案は、とてもいいと思います。やはり作り手もちゃんとしてもらって、実際どうなるのかってことを聞かないと、片方だけ行政だけ聞いてても分からないというのはあると思いますので、それはぜひ調整していただけるといいなと思います。

#### ○嘉村委員長

今もどうですかね、現地視察やったほうがいいという声がちよつと多いように感じました。目的としては今おっしゃったように現状確認と、そして漁業関係者あるいは農業関係者の方が来ていただければですね、そこでいろんな話も聞けるか分かりません。

ただし、農業関係者と漁業関係者をお願いする場合は、水産振興課なり、あるいは川副支所の担当課の方に照会しなければいけませんので、これははっきり来ていただくということはここでは約束出来ませんが、いかがですかね。一応視察を行うということで決定させていただきたいと思いますが、御了承いただけますか。よろしく願いいたします。それではそのようにしたいと思います。

あとは日程調整がありますけども、これについても、先ほどですね、木更津の件もありますんで後日ということでもよろしいでしょうか。日程調整については後日ということでも、よろしく願いをしたいと思います。

そして、その他ですけれども、先週防衛省の参考人招致における質疑で、後日回答します



とされた質疑につきまして、御手元に配付しました。今、配付しておりますとおりで、17日付で回答書が来ております。御確認いただきたいと思っております。データにつきましてははですね、会議終了後にタブレットに入れます。

それではほかに何か委員から何かございますか。

○山田委員

ちょっと確認をさせてください。先ほど川副委員のほうから、この委員会は設置をするための委員会なんだというような発言がありましたが、これ代表者会議のときもこれは設置するのに反対、賛成という立場ではなく、慎重に議論をするための特別委員会の設置だと、私はこれを設置するための委員会だっていう認識で、この委員会に参加されるんだったら、会派での会派代表者の説明がどうだったのかなという疑問があります。ここは、委員長に確認をさせていただきたいと思っております。

○嘉村委員長

まず本人がおっしゃったように、個人の認識ということで、先ほどおっしゃっておいりました。

○千綿委員

今、山田委員も言われましたけど、前回の特別委員会を欠席されたんで分からないと思いますが、私は平成29年12月議会で決議を可決している。だから議会としては意思を示してるわけですね。だから、決議が前提としてあるわけだから、その決議を尊重すべきだということをお話させていただきました。だからそれは、基本的に皆さんの意見が、どういう気持ちで参加されているかっていうのは自由でしょう。だからそれは別に、どう思われているのかっていうのは別だと思うんです。

だから委員会としては、代表者会議の中であつたようにされてると認識してますが、議会としては決議をしてるわけですね、可決してるわけですね。それは尊重していただきたいとは前回の委員会で話をさせていただきました。

○山田委員

私は、この今回の特別委員会の設置の意味、意義を言ってるわけです。その当時29年度決議とかそういうことじゃないです。

○千綿委員

いや、決議は、議会としてしてるわけですよ。決議というのは、議会として29年に第5号決議ということでやってるわけだから、議会としての意思は尊重しなきゃいけないでしょ。議会で決めたことです。だからそこを尊重してくださいって前回の委員会で言いました。

○山下委員

千綿議員が、前回の委員会で、ある意味突然それを言われたというふうな、私は認識ですね、逆に言えば。つまり、ここの委員会を設置するに当たって、代表者会議でかなり議論があつて、委員会の名称もですね、会派によってはね、もちろん設置に向けたつていうふうにしておられる会派もあつたようだけれども、現実には賛否両論あるじゃないかというこ

とで、駐屯地という言葉を使うかどうかいろいろと議論をし、最終的に駐屯地設置ではなく駐屯地計画に関する調査という名称になったわけですね。

だから、あくまでも計画であって、ひょっとしたらなくなるかもしれんよねっていうのも含んでの、でも設置したい人ももちろんおられるでしょうと。だから、委員会としては賛否両論ありながら、結論を何か急ぐとか何かを決める場所ではありませんよっていう、ことは確認してるわけですよ。その下での委員会なんですよ、だから、もちろん平成 29 年の決議があったじゃないかとおっしゃることは自由ですけど、現実には決議があるからね。でもその決議の在り方もいろいろすっきりいったものでもないわけだという認識は、議会の中でもある。議員もそれぞれの市民の意見を持ち寄ってきているわけだし、だからお互い尊重し合えばいい話なので、そのことと前のめりにするという位置づけではないということろはですよ、私そこはね、委員長としても、個人的にはいろいろお気持ちはあるにせよ、委員会を運営していくに当たっては、そこは踏まえていただきたいなど。

#### ○千綿委員

あのですね、決議がどういう過程であれ、議会の意思として決議を可決してるわけですよ。そこは尊重すべきだと私は言ってるだけであって、そういう決議は関係なかよって言われるならばですね、そういう話にならんじゃないですか。だから尊重してくださいって言うてるでしょ。議会の議決として、決議は可決してるわけですよ、実際。だから、先ほどの川副龍之介委員の個人的な意見で、私もどちらかというと推進するほうなんで、個人の気持ちはどうしてもしょうがないじゃないですか。だから議論してるわけですよ。議論の場に就くって言うことは、踏まえて言ってるわけでしょう。ただ僕が言いたいのは、民主主義の世界の中で、議会で議決したっていうことをちゃんと分かっておいてくださいっていう話をしてたわけです。だから推進しますとは言っていないじゃないですか。だから尊重してくださいと。決議が出てます、平成 29 年に決議をし可決してます。それは尊重してくださいねって、議会として意思表示してるわけだから。だから僕は、会派の中での、この特別委員会の話の中でもこれが前提でしょうって、僕はずっと言い続けてきましたんで、それはここでは言いませんけれども、結果的に決議を踏まえて議会をする、決議は関係ないって言われるのであれば、議会の継続性ないわけですよ。議会として可決してるわけですから。

#### ○山田委員

私が言ってることは、この委員会は、設置する、設置しないということを決めるのではなくて、どういういい方向にいく議論をして、市民の皆さんに分かりやすくしていく提言をするという委員会ですよという確認をした。川副議員の意見は意見として、個人的なものはあるでしょうけども、ただその中で、この委員会はそういう委員会だという認識だと思いますというのに対して、私が言っただけで、そういうことです。それは委員長に確認して。

#### ○嘉村委員長

設置目的というのは今、山田委員がおっしゃったように、あくまでも市民に伝える内容もいろいろあるし、駐屯地が設置されるかも分からない。それに当たっての様々な趣旨の調査

をやっぺいこうということが目的になっておりますので、そのことを踏まえたそういう議論も必要だと思ひます。ただ、個々にそれぞれですよ、思ひがあるのはあられますんで、それがちょっと質問中に出ることもあるか分かりませんが。

フェーズが変わっていった時点でするね、また、調査の内容も変わっていくと思ひますんで、そういうことで、御認識、御了解いただきたいと思ひます。

ということでは、委員会の位置づけというのはそういうことであるということ、共通認識を持っていただきたいと思ひます。あと、ごさいませんね。

それでは大変お疲れさまでした。これをもって、特別委員会を終了させていただきます。

ありがとうございます。